## 平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	15												<u>府</u>	省庁名	名	国土交	通省		_
対象	税目	個人	住民税	、法人	人住民	税	住民	税(利	子割)	事業	税不	動産取得稅	<b>适</b>	定資産和	<b>光</b>	事業所税	その他	(	)
要望 項目名		低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る課税標準の特例措置の延長																	
		- 特	例措置	の対	象(5	支援	措置	を必要	をする	る制度	の概要	<u>.</u> )							
要望(			低炭素	化又	は利用	用者	利便(	の向上	<u>-</u> に資 <sup>-</sup>	する旅	客用新	規鉄道車両	両						
		• 特	例措置	の内	容														
			固定資	產稅	. : 1	課税	漂準	5 年間	引2/3	(-	−定の釒	<b>!軌道事業</b>	者	課税標準	<b>≜</b> 5∶	年間 3/5)	)		
関係領	条文	1	方税法 方税法									則第 11 条	第 2	3項					
減. 見 <i>辽</i>		(初	年度)		_	(	•	3 4 6	<b>3</b> )	(平	年度)	_	(	<b>▲</b> 42	. 1	)	(単位:	百万円	)
要望		上( 続のき中 般 な 車ず の鋭に2平き車そ、特のしっ他両し本仮	資)成、両の鉄に電かて方へも特す施20鉄や導道、力しお、の投例の運不なり鉄投資措	業車の3をVを果転足が、軌資の置っ者両必3含V促た用にら低道は優をて	にの要引むF進す電伴、炭事鉄先通きよ導性閣分機すべ力う鉄素業軌順じた	入 議失器るきよ節道化が道位でとを 議交搭」役銭電車にが事とイニ	足 定通載と割失対両資ニ業しンろ進 し機車さが 三策全す 川者でセで	す た関両なま事と本るべに高ンある 京和導 す全てお財ーでにす、	とが調別をはいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	よ 書を工境き使めくの)直づ与跌り 目図本問な電有V入いにらる輔	環にでいて、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	部分を占め	鉄 17と車ネ ひ 両はしびも両が 17と車ネ て の、しつあへ	の 115 まん まん はん まん かく いっぱ いっぱ いっぱん さい はん はん ない ない ない ない ない かい	進 画道し環 か 平重と投 伴	図 全部にた低 軍 年題でな 担 を	定いこれ 間 末で重て 軽いころの 力 にあ要い 減 あるでる し、	ハ 至 り ま が 本 で も か 両 の ら 更	引くきま さんの、新きプ続る 今との、必等
本要: 対応																			
縮洞	ጇ											1	1						
												ページ				15—	-1		

		系におけ 目的の位	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる								
合理性	政策の 達成目		低炭素化や鉄道利用者の利便性の向上に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。								
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間延長								
		-の期間中 E成目標	低炭素化や鉄道利用者の利便性の向上に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。 低炭素型車両の導入割合 61%(平成23年度) → 67%(平成26年度)								
	政策目 達成状		平成 23 年度 766 両(実績) 平成 24 年度 約 590 両(見込み)								
	要望の 適用見		平成 25 年度 約 660 両 平成 26 年度 約 670 両								
有効性	要望の 効果見 (手段 有効性	込み としての	旅客鉄道輸送の低炭素化を進めていくとともに、環境にやさしい鉄道の利用促進を図ることが、引き続き重要な課題となっていることから、鉄軌道事業者が低炭素型車両の着実な導入を促進していくことが極めて重要であるが、車両への投資は鉄軌道事業者にとって大きな負担となるにもかかわらず、鉄軌道事業者にとっては直ちには収益向上に結びつきにくいことに加え、車両の購入(投資)により固定資産税が増加することとなっている。このため、本特例措置を通じて、車両への投資に伴う負担を軽減し、車両更新等の促進を図ることは、旅客鉄道輸送の低炭素化や鉄道利用者の利便性を一層向上させる観点から有効である。更に、鉄道事業全体の消費電力の大部分を占める運転用電力の効率化は、今般の電力不足に伴う節電対策にも極めて有効な対策であると考えている。								
	当該要 以外の 支援措	税制上の	本特例については他の税制上の支援措置はない。								
相当性	予算上 の要求 及び金		本特例については他の予算上の措置はない。								
	の措	の予算上 置等と !項目との									
	要望の 妥当性		車両更新に対する投資は鉄軌道事業者にとって大きな負担となるにもかかわらず、直ちには 収益向上に結びつきにくいことに加え、新たな車両の保有により固定資産税が増加することか ら、鉄軌道事業者にとって、投資の優先順位は必ずしも高いものとならない要因となっている。 このため、本特例措置を通じて車両導入後のランニングコストの負担を軽減することにより、 鉄軌道事業者にインセンティブを与えることは、車両更新等を促進し、旅客鉄道輸送の低炭素 化や鉄道利用者の利便性を一層向上させる手段として妥当である。 また、本特例措置のうち代替車両については、対象となる新規鉄道車両に対して性能に係る 要件を付しており、特例措置の対象を限定しているものである。								
		ページ	15—2								

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 20 年度 1,035 両 (758 百万円) 平成 21 年度 926 両 (678 百万円) 平成 22 年度 841 両 (678 百万円) 平成 23 年度 766 両 (463 百万円) 平成 24 年度 約 590 両 (308 百万円) (見込み)								
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	本特例措置を通じて、車両への投資に伴う負担を軽減し、車両更新等の促進を図ることは、旅客鉄道輸送の低炭素化や鉄道利用者の利便性を一層向上させる観点から有効である。								
前回要望時の 達成目標	老朽化車両の代替による鉄道利用者の利便性の向上や環境問題に対応した省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。								
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	低炭素化及び利用者利便の向上に資する旅客用新規鉄道車両について、平成23年度766両、 平成24年度約590両(見込み)、合計約1,350両の導入が図られる。								
これまでの要望経緯	平成 17 年度税制改正 (整理合理化): 本則から附則へ 平成 19 年度税制改正要望提出(延長) 平成 21 年度税制改正要望提出(延長) : 適用要件の見直し 平成 23 年度税制改正要望提出(延長・縮減): 適用要件及び特例率の見直し								
ページ	15—3								